

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和3年12月21日付けで次のとおり変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚)	京都府くろまぐろ(小型魚)定置漁業	23.0t
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	0t
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	23.0t
	京都府くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等（日本海）	1.2t
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	0t
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	1.2t
	京都府くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等（その他海域）	0.1t
	留 保	2.6t
くろまぐろ (大型魚)	京都府くろまぐろ(大型魚)定置漁業	30.5t
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	5.56t
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	24.94t
	京都府くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等（日本海）	0.1t
	京都府くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等（その他海域）	1.7t
	留 保	1.7t